

東京都社会的養護自立支援協議会設置要綱

令和7年6月10日

7福祉子育第1037号

(目的)

第1条 東京都における社会的養護経験者等への自立支援が確実に提供されるための環境整備を推進するため、社会的養護経験者等の実態把握に係る調査項目等の検討や調査結果に基づく自立支援の体制の評価、支援ニーズに即した支援体制の構築等に係る意見聴取を目的として、東京都社会的養護自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 社会的養護自立支援実態把握調査に関すること。
- (2) 調査結果に基づく自立支援の体制の評価に関すること。
- (3) 支援ニーズに即した支援体制の構築に関すること。
- (4) その他社会的養護経験者等への自立支援の推進に関し必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 協議会は、次のうちから、東京都福祉局長が委嘱する委員で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 行政関係者の代表
- (3) 社会的養護関係者の代表
- (4) 社会的養護経験者の代表
- (5) 関係機関の職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員の再任を妨げない。

2 委員の欠員により補充する委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 協議会に、委員の互選により委員長を置く。

2 委員長は、会務を総括する。

(会議の招集)

第6条 協議会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要に応じて協議会に委員以外の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 協議会並びに協議会に係る資料及び議事録は、原則公開とする。ただし、委員長が公開しないことを適当と認める事項については、非公開とすることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉局子供・子育て支援部育成支援課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。